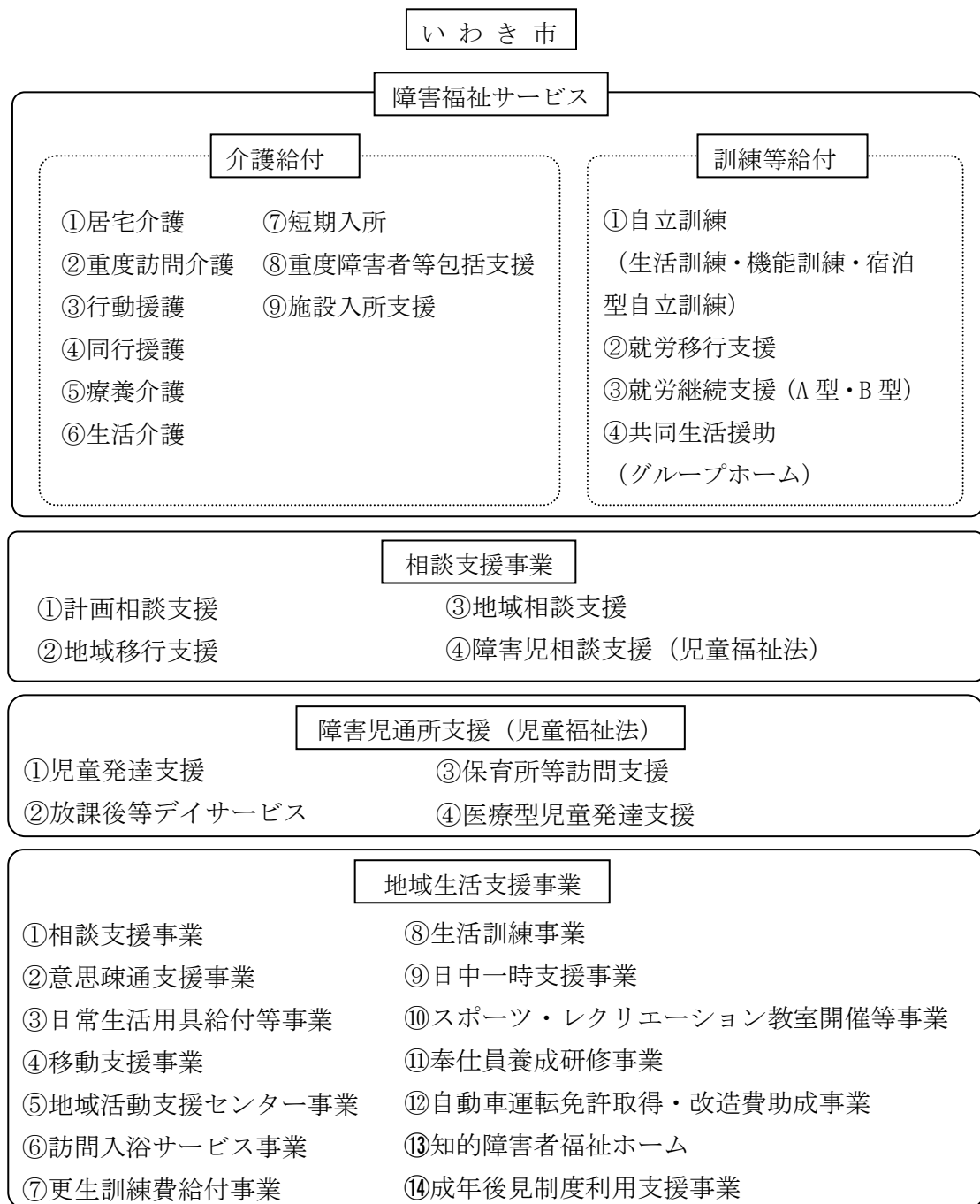


○第4期障害福祉計画において数値目標を定める事業について

1 障害福祉サービス等の体系

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するためのサービスについては、障がい者一人ひとりの障がいの程度や、利用者の意向、介護者の状況など勘案すべき事項を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」、児童福祉法に基づき支給決定される「障害児通所支援」、地域の特性や利用者の状況に応じて市町村が主体として柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に分かれています。



2 障害福祉サービス等

(1) 訪問系サービス

ホームヘルパーが障がい者宅において身体の介護や家事の援助、また、外出時の移動の支援を行うサービスです。障がいの程度や利用目的の違いにより、5つのサービスがあります。

ア 居宅介護

ヘルパーが家庭を訪問し、身体の介護や家事の援助を行うサービス

イ 重度訪問介護

常時介護を必要とする重度の肢体不自由者に、入浴、排せつ、食事の介護や外出時の移動など、総合的な介護を行うサービス

ウ 同行援護

重度の視覚障がい者に対して、外出時の支援を行うサービス

エ 行動援護

常時介護を必要とする知的障がい者の外出時、危険回避するために移動の介護を行うサービス

オ 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとくに高い人に、居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供するサービス

(2) 日中活動系サービス

ア 生活介護

常に介護を必要とする人に、日中活動の場として、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供するサービスです。

イ 自立訓練（宿泊型自立訓練含む）

自立した日常生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

ウ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

エ 就労継続支援 A 型

一般企業等での就労が困難な障がい者に対して、雇用契約に基づき、就労の機会を提供し、一般就労への移行を支援するサービスです。

オ 就労継続支援 B 型

一般企業等での就労が困難な障がい者に対し、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

カ 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を行います。

キ 短期入所サービス

介護者が病気などの場合に、短期間、夜間も含め施設において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

(3) 居住系サービス

ア 共同生活援助（グループホーム）（改正）

一般住宅やアパート等において、障がい者が共同生活を行い、日常生活の相談や介護等を行います。

イ 施設入所支援

入所施設において、夜間や休日、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

(4) 相談支援（改正）

ア 計画相談支援

(ア) サービス利用支援

障害者サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。

(イ) 継続サービス利用支援

支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

イ 地域移行支援

障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する 18 歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。

ウ 地域定着支援

居宅において単身で生活している障害者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

エ **障害児相談支援**

(ア) 障害児支援利用援助

障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。

(イ) 継続障害児支援利用援助

支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

(5) **障害児通所支援(新設)**ア **児童発達支援**

通所利用の障害児に対する支援を行う身近な療育の場を提供します。

イ **放課後等デイサービス**

学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。

ウ **保育所等訪問支援**

保育所等を現在利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に対して、訪問により、保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

3 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害福祉サービスとは別に利用者負担の設定も含めて、市町村が地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することができる事業です。

【市町村必須事業】

地域生活支援事業の中で、市町村が取り組むべき事業として法定化されているものです。

(1) 理解促進・研修啓発事業

市町村が実施する地域社会の住民に対して障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

(2) 自発的活動支援事業

障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業とする。

(3) 相談支援事業

障がいの種別に関わらず、障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言その他の障害福祉サービスの利用支援、障がい者の権利擁護など必要な支援を行います。

(4) 成年後見制度利用支援事業

判断能力のない障がい者が成年後見制度を利用する場合に、申し立て費用等を給付し、障がい者の地域生活を支援します。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

(6) **意思疎通支援事業**（改正）

地域に聴覚障がい者の日常生活及び社会生活における意思の疎通を円滑にするために、手話通訳者及び要約筆記者の派遣等を行います。

(7) 日常生活用具給付等支援事業

重度障がいのある人等に対して、身体介護を支援する介護・訓練支援用具や移動などの自立生活を支援する自立生活支援用具、また、ストマ用装具などの排せつ管理を支援する排せつ管理支援用具など、日常生活上の便宜を図るための用具（日常生活用具）を給付する事業です。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者のコミュニケーションの支援者となる手話奉仕員や要約筆記奉仕員、

また視覚障がい者のコミュニケーションの支援者となる点訳奉仕員、音訳奉仕員の養成研修を行います。

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等が外出する際にヘルパーによる支援を行うことによって、障がい者等の地域における自立生活及び社会参加の促進を図ります。

(10) 地域活動支援センター

障がい者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障がい者等の地域生活支援の促進を図ります。

【任意事業（その他の事業）】

必須事業のほか、地域における障害福祉サービスの提供状況や障がい者等のニーズに基づき実施が必要と判断される事業をいいます。（以下、第3期障害福祉計画にて位置づけられている事業）

(1) 知的障害者福祉ホーム

現に住居を求めている障がい者に対し、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障がい者の地域生活の支援を行います。

(2) 訪問入浴サービス事業

家庭での入浴が困難な重度の身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

(3) 更生訓練費給付事業

身体障害者更生援護施設において訓練を受けている身体障がい者に対し、訓練のために必要な費用を支給することで更生意欲を助長し、社会復帰の促進を図ります。

(4) 生活訓練事業

点字の学習を希望する中途失明者に対し、点字指導員を派遣して基本的な点字指導を行います。

(5) 日中一時支援事業

障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、障がい者等の日中における活動の場を確保する事業です。

(6) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

障がい者と地域住民が共に楽しめる各種レクリエーションやスポーツ活動の場を提供することにより、障がい者の余暇活動の充実や社会参加の推進を図ります。

(7) 自動車運転免許取得・改造費助成事業

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、就労や社会参加の促進を図ります。